

令和3年2月

秋田県後期高齢者医療広域連合議会
定例会会議録

令和3年2月17日 開会

令和3年2月17日 閉会

秋田県後期高齢者医療広域連合議会

議事日程第1号

令和3年2月17日（水曜日）午後3時開議

- 日程第 1 議席の指定（新議員）
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 提案理由の概要説明
- 日程第 6 一 般 質 問
- 日程第 7 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
- 日程第 8 議案第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画策定の件
- 日程第 9 議案第3号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件
- 日程第10 議案第4号 令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件
- 日程第11 議案第5号 令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件
- 日程第12 議案第6号 令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件
- 日程第13 議案第7号 令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件
- 日程第14 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件
- 日程第15 同意第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件
- 日程第16 陳情第1号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情
- 日程第17 陳情第2号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情
- 日程第18 陳情第3号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情書
- 日程第19 陳情第4号 75歳以上医療費窓口負担2割化撤回させるため国への意見書提出の陳情書
- 日程第20 議案第8号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一

部を改正する件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（22名）

| | | | |
|------|---------|------|-----------|
| 1 番 | 岩 谷 政 良 | 2 番 | 菅 原 隆 文 |
| 3 番 | 播 磨 博 一 | 4 番 | 小 畑 淳 |
| 5 番 | 菅 原 広 二 | 6 番 | 鈴 木 俊 夫 |
| 9 番 | 西 村 武 | 10 番 | 金 谷 道 男 |
| 11 番 | 黒 澤 芳 彦 | 12 番 | 佐 藤 元 |
| 13 番 | 黒 沢 龍 己 | 14 番 | 小笠原 憲 昭 |
| 15 番 | 伊 藤 敏 夫 | 16 番 | 佐々木 文 明 |
| 17 番 | 田 川 政 幸 | 18 番 | 森 田 新 一 郎 |
| 20 番 | 畠 山 菊 夫 | 21 番 | 齋 藤 多 聞 |
| 22 番 | 高 橋 浩 人 | 23 番 | 松 田 知 己 |
| 24 番 | 阿 部 養 助 | 25 番 | 佐々木 謙 吉 |

欠席議員（3名）

| | | | |
|------|-----------|-----|-------|
| 7 番 | 児 玉 一 | 8 番 | 長谷部 誠 |
| 19 番 | 渡 邊 彦 兵 衛 | | |

地方自治法第121条による出席者

| | | | |
|-------|-------|-----------------|---------|
| 広域連合長 | 穂 積 志 | 副広域連合長 | 佐々木 哲 男 |
| 事務局長 | 伊 藤 健 | 事務局次長 兼会計管理者 | 長谷川 雄 美 |

総務課長 根 陽 逸 業務課長 芹 田 英 一
兼会計室長

議会担当職員出席者

議会書記 伊勢谷 誠 議会書記 石田 正 人

午後3時15分開会

○議長（佐藤 元） ただいまの出席議員は22名です。定足数に達していますので、これから令和3年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

○議長（佐藤 元） 議事に先立ちまして、令和2年10月定例会後の議員の異動についてご報告申し上げます。

美郷町議会において、広域連合議会議員選挙が行われましたので、当選されました議員をご紹介します。

お名前を申し上げますので、自席にてご起立くださるようお願いいたします。

美郷町長の松田知己議員です。

よろしくお願いいたします。

日程第1 議席の指定（新議員）

○議長（佐藤 元） 日程第1、議席の指定を行います。

新議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定により、松田知己議員は23番と指定いたします。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（佐藤 元） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、播磨博一議員、森田新一郎議員の2名を指名いたします。

日程第3 会期の決定

○議長（佐藤 元） 日程第3、会期の決定を行います。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 諸般の報告

○議長（佐藤 元） 日程第4、諸般の報告を行います。

報告は、各議員へ配付のとおりですので、朗読を省略いたします。

日程第5 提案理由の概要説明

○議長（佐藤 元） 日程第5、提案理由の概要説明を行います。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件から議案第7号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件までの各議案に対する提案理由の概要説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 令和3年2月広域連合議会定例会の開会に当たり、提出案件について概要を説明申し上げ、ご審議をお願いいたします。

初めに、提出案件の説明に入ります前に、後期高齢者医療制度を取り巻く状況について申し上げます。

昨年来、我が国の社会・経済全体に大きな影響を及ぼしています新型コロナウイルス感染症について、国はGOTOキャンペーンなどにより社会経済活動と感染拡大の防止の両立を目指しましたが、感染の拡大に歯止めがかからず、結局キャンペーンは停止を余儀なくされ、首都圏等に対する2回目の緊急事態を宣言し、現在に至っております。

本県においては、感染者数は全国最低レベルであるものの、1月に入って複数の医療機関でクラスターが発生するなど、緊張を強いられる状況が続いております。

本広域連合が保険者として行った療養の給付は、11月診療分までの9ヵ月間の平均で、件数が対前年度比で4%近く減少しており、受診の抑制と思われる傾向が続いています。各市町村が実施する健康診査事業も、今年度は多くの市町村で集団健診を中止するなど、後期高齢者の健診受診率は大きく落ち込む見込みであります。

一方、感染拡大防止への期待が大きいワクチンの接種に係るスケジュールが国から示され、各市町村においてもその準備に奔走されていることと思います。ワクチンの接種が、期待される効果を発揮し、安心して生活できる日常が戻ることを切に望むものであります。

次に、令和3年度における高齢者保健事業の取組についてであります。

初めに、今年度から本格的に開始している高齢者の保健事業と介護予防との一体的実施事業については、全市町村での実施を目指しているものであり、来年度は7市町村増の19市町村に拡大するものであります。

また、健康診査事業については、全市町村において、感染拡大防止策を講じて集団健診を実施し、従前以上の受診率まで回復できるよう取組を進めてまいります。特に、従前から健診受診率が低かった3市町において、新たにAIを活用した受診勧奨を実施するなどしてその向上を図るほか、県内の民放テレビ各社によるコマーシャルや新聞広告を活用して情報の提供や周知を図ってまいります。

また、健康づくり訪問指導事業については、医療機関の重複頻回受診者、高血圧症の未治療者及び多剤服薬者を対象に、高齢者の特性に着目した保健指導を引き続き実施してまいります。

さらに、低栄養防止・重症化予防等推進事業については、糖尿病の重症化を防ぐため、医療機関への受診勧奨や保健指導の対象者を増やすこととしております。

保健事業については、引き続き県や市町村など関係機関との連携のもと、充実を図ってまいります。

さて、今議会には、条例案1件、単行案2件、令和2年度補正予算案2件、令和3年度当初

予算案 2 件の以上 7 件を提案いたしております。

初めに、議案第 1 号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、保険料均等割額の軽減判定に係る基準額等を改めるため改正しようとするものであります。

次に、議案第 2 号秋田県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画策定の件についてであります。

広域計画は、地方自治法第 291 条の 7 第 1 項の規定に基づき、後期高齢者医療制度の実施に関して広域連合及び関係市町村が行う事務等について定めるものであり、令和 3 年度から令和 7 年度までをその期間とする計画を策定しようとするものであります。

次に、議案第 3 号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件についてであります。

これは、令和 3 年 4 月 1 日から能代市山本郡養護老人ホーム組合が名称を変更することに伴い、秋田県市町村総合事務組合規約を変更する必要があることから、組合規約の一部変更に関する関係地方公共団体との協議について、議会の議決を求めようとするものであります。

次に、議案第 4 号令和 2 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）についてであります。

今回の補正は、一般会計の歳入歳出予算の総額に変更はありませんが、前年度決算の剰余金の精算に伴う共通経費負担金と繰越金との財源振替及び事業費の決算見込みに伴い、歳入歳出予算の均衡を図るために行うものであります。

また、債務負担行為として、8 件を設定するものであります。

次に、議案第 5 号令和 2 年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 4 号）についてであります。

今回の補正は、共通経費充当事業の決算見込みに伴うもののほか、療養給付費等の実績確定に伴う国・県等への返還金、過去の健康診査事業補助金等の重複受給等に係る返還金などを計上したものであります。

歳入歳出予算の総額に、それぞれ 27 億 9,347 万 2,000 円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1,486 億 3,340 万 6,000 円とするものであります。

また、債務負担行為として、7 件を設定するものであります。

次に、議案第 6 号令和 3 年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ 5 億 4,634 万円とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1 款分担金及び負担金として、市町村負担金を 5 億 4,364 万 8,000 円、3 款諸収入として、事務局職員の宿舍使用料負担金など 269 万

1,000円を計上しております。

歳入につきましては以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款議会費として、議員報酬及び議会開催の経費など104万8,000円、2款総務費として、事務局職員の人件費を初めとする事務局経費などの総務管理費を1億8,865万4,000円、選挙費として7万2,000円、監査委員費として22万円、3款民生費については、秋田県国民健康保険団体連合会への業務委託経費や負担金など、特別会計において市町村共通経費を財源に行う事業に充てる繰出金として3億5,334万6,000円、4款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては以上であります。

また、債務負担行為として、1件を設定するものであります。

次に、議案第7号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額を、それぞれ1,456億9,421万4,000円とするものであります。また、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額を100億円とするものであります。

併せて、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合を定めるものとして、保険給付費内での各項の間の流用を可能とするものであります。

歳入の主な内容につきましては、1款市町村支出金として、市町村負担金を241億9,085万2,000円、2款国庫支出金として506億8,509万5,000円、3款県支出金として122億2,151万6,000円、4款支払基金交付金として社会保険診療報酬支払基金らの交付金を571億724万2,000円、5款特別高額医療費共同事業交付金として3,228万7,000円、6款繰入金として、一般会計繰入金を3億5,334万6,000円、基金繰入金を9億8,751万3,000円、9款諸収入として1億1,636万円を計上しております。

歳入につきましては以上であります。

歳出の主な内容につきましては、1款総務費として、秋田県国民健康保険団体連合会への業務委託経費や負担金など4億3,530万7,000円、2款保険給付費として、療養諸費、高額療養諸費及びその他医療給付費を1,445億2,537万2,000円、4款特別高額医療費共同事業拠出金として5,030万6,000円、5款保健事業費として6億5,601万1,000円、6款公債費として179万2,000円、7款諸支出金として2,242万5,000円、8款予備費として300万円を計上しております。

歳出につきましては以上であります。

以上、概要をご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い

願い申し上げます。

日程第6 一般質問

○議長（佐藤 元） 日程第6、一般質問を行います。
通告はございません。以上で、一般質問を終了します。

日程第 7 議案第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例
の一部を改正する件から

日程第13 議案第7号 令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特
別会計予算の件まで

○議長（佐藤 元） 日程第7、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療
に関する条例の一部を改正する件から、日程第13、議案第7号令和3年度秋田県後期高齢者
医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上7件を一括議題としたいと思いま
すが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する
条例の一部を改正する件から、日程第13、議案第7号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域
連合後期高齢者医療特別会計予算の件まで、以上7件を一括して議題といたします。

これより議案第1号から議案第7号までに対する質疑を行います。通告はございませんの
で、以上で議案第1号から議案第7号までに対する質疑を終了いたします。

これより議案第1号から議案第7号までに対する討論を行います。通告はございませんの
で、以上で議案第1号から議案第7号に対する討論を終了いたします。

これより順次採決いたします。

議案第1号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件
について採決いたします。

お諮りいたします。議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号秋田県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画策定の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更についての協議に関する件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第4号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号令和2年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第5号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合一般会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第6号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号令和3年度秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算の件について採決いたします。

お諮りいたします。議案第7号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 同意第1号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を
求める件

○議長（佐藤 元） 日程第14、同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件を議題とします。

本案に対する提案理由の説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 同意第1号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件であります。

本件は、令和3年3月31日をもって任期満了となる板波静一氏を引き続き選任いたしたく、議会の同意を求めようとするものです。

よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 元） お諮りいたします。本案は人事に関することですので、直ちに採決したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。同意第1号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第15 同意第2号 秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を
求める件

○議長（佐藤 元） 日程第15、同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、齋藤多聞議員の退場を求めます。

【 21番 齋藤多聞議員 退場 】

○議長（佐藤 元） 本案に対する提案理由の説明を求めます。穂積広域連合長。

【 穂積志広域連合長 登壇 】

○広域連合長（穂積 志） 同意第2号秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について同意を求める件であります。

秋田県後期高齢者医療広域連合監査委員である渡邊彦兵衛氏が、令和3年2月24日をもって任期満了となることから、その後任に齋藤多聞氏を選任することについて議会の同意を求めようとするものです。

よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 元） お諮りいたします。本案は人事に関することですので、直ちに採決したいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、直ちに採決することに決定いたしました。

お諮りいたします。同意第2号は、原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」と呼ぶ者あり 】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

齋藤多聞議員の入場を許します。

【 21番 齋藤多聞議員 入場 】

日程第16 陳情第1号 75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書
提出の陳情から

日程第19 陳情第4号 75歳以上医療費窓口負担2割化撤回させるため国への意見書
提出の陳情書まで

○議長（佐藤 元） 日程第16、陳情第1号75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情から、日程第19、陳情第4号75歳以上医療費窓口負担2割化撤回させるため国への意見書提出の陳情書までを一括議題としたいと思いますが、このことにご

異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、日程第16、陳情第1号75歳以上医療費窓口負担2割化の中止を求める国への意見書提出の陳情から、日程第19、陳情第4号75歳以上医療費窓口負担2割化撤回させるため国への意見書提出の陳情書までを一括して議題といたします。

これより陳情第1号から陳情第4号までに対する討論を行います。通告はございませんので、以上で討論を終了いたします。

これより採決いたします。陳情第1号から陳情第4号までを採択することにご賛成の方の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長（佐藤 元） 着席願います。

起立少数と認めます。したがって、陳情第1号から陳情第4号までは不採択と決定いたしました。

日程第20 議案第8号 秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件

○議長（佐藤 元） 日程第20、議案第8号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 本日、追加提案いたしました議案第8号秋田県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する件についてであります。

これは、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、規定を整備するため改正するものであります。

よろしくご審議の上、適切な決定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 元） 質疑通告等のため、暫時休憩いたします。

【午後3時28分 休憩 ・ 午後3時28分 開議】

○議長（佐藤 元） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第20、議案第8号の議事を継続いたします。

これより議案第8号に対する質疑を行います。通告はございませんので、以上で質疑を終了いたします。

これより議案第8号に対する討論を行います。通告はございませんので、以上で討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第8号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本定例会に付議された事件は全て終了いたしました。

広域連合長のあいさつ

○議長（佐藤 元） 広域連合長から発言の申し出がありますので発言を許します。穂積広域連合長。

【穂積志広域連合長 登壇】

○広域連合長（穂積 志） 閉会に当たり一言ご挨拶申し上げます。

本日は、それぞれの議案につきまして、慎重なるご審議の結果、いずれも適切にご決定をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、令和3年度は、令和4年度及び5年度の2年間の保険料率を決定する年度に当たります。この間には、団塊の世代が後期高齢者に加入してくることから、負担と給付のバランスや世代間の公平性を見直しとして一部負担金の2割への引き上げなどを内容とする関連法案が閣議決定され、これから国会において審議されようとしているところであります。当広域連合では、制度の見直しが行われた後も、被保険者が安心して適切な医療を受けられるよう健全な財政運営に努め、市町村や関係機関と連携をしながら、医療費の適正化や各種保健事業の充実を図ってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、なお一層のご協力を賜りますようお願い申し上げ、閉会の挨拶といたします。本日は誠にありがとうございました。

閉 会

○議長（佐藤 元） この際、お諮りいたします。

会議規則第43条の規定により、本定例会で議決された議案において、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、このことにご異議ございませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○議長（佐藤 元） ご異議なしと認めます。したがって、そのように決定いたしました。

これで令和3年2月秋田県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会いたします。

午後3時32分 閉 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第123条第2項の規定により署名する。

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議長

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員

秋田県後期高齢者医療広域連合議会議員